

海老名市市民活動推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市市民活動推進条例（平成22年条例第8号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づく市民活動に対する支援の実施に当たり、海老名市において公益的な市民活動を行う団体の事業を支援することで、市民活動団体の育成を図り、もって市民活動の健全な発展を促進するため、予算の範囲内において海老名市市民活動推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 条例第2条第2号に規定する市民活動をいう。
- (2) 市民活動団体 条例第2条第4号に規定する市民活動団体をいう。
- (3) 海老名市市民活動推進委員会 条例第9条第1項に規定する海老名市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、主として市内で行われる市民活動とし、補助事業の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。

- (1) 入門編 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業
- (2) 充実編 団体が既に行っている事業を充実させ、継続を図るための事業
- (3) 自立編 団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、かつ自立にむけた事業

2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助制度を利用している事業は、補助の対象としない。

(補助対象団体)

第4条 補助の対象となる団体は、3人以上で構成する市民活動団体（以下「団体」という。）とし、団体の構成員の過半数以上が市内在住、在勤、在学者であることとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食費
- (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等

(補助金の額等)

第6条 補助金の額及び交付回数は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額の決定に当たって算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付受付)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）
- (2) 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）
- (3) 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの
- (4) 団体の役員名簿又はこれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認めた書類

(諮問)

第8条 市長は、前条による書類が提出されたときは、補助事業の選考及び補助金の額について、委員会に諮問する。

2 委員会は、諮問を受けた補助事業を調査審議し、その結果を市長に答申する。

（交付対象事業の認定）

第9条 市長は、前条第2項による委員会の答申を受けたときは、予算の範囲内において補助事業及び補助金の額を認定する。

2 市長は、前項の規定により補助事業及び補助金の額を認定する場合にあっては、その団体に対して海老名市市民活動推進補助金認定通知書（第4号様式）を交付し、認定しない場合にあっては、その旨を通知する。

（補助金の交付申請）

第10条 前条第2項の規定により海老名市市民活動推進補助金認定通知書を交付された団体で、補助金の交付を受けようとする者は、認定された補助金の額の範囲内で海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）を市長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 新たに補助金の交付を受けようとする市民活動団体が、補助金の申請をする場合は、入門編、充実編又は自立編を選択することができる。

3 充実編に係る補助金の交付を受けたことのある団体は、入門編に係る補助金の申請をすることができないものとする。

4 自立編に係る補助金の交付を受けたことのある団体は、入門編及び充実編に係る補助金の申請をすることができないものとする。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが妥当と認めたときは補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、その団体に対して海老名市市民活動推進補助金交付決定通知書（第6号様式）を交付する。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者（以下「補助事業者」という。）

は、海老名市市民活動推進補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

（補助事業の変更等）

第13条 補助事業者は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市市民活動推進補助金変更・中止承認申請書（第8号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、補助事業の変更又は中止の適否について決定し、適当と認めたときは海老名市市民活動推進補助金変更・中止承認通知書（第9号様式）により補助事業者に通知する。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、海老名市市民活動推進補助金実績報告書（第10号様式）及び海老名市市民活動推進補助金収支決算書（第11号様式）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市市民活動推進補助金確定通知書（第12号様式）により補助事業者へ通知する。

（活動結果の公開等）

第16条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、補助事業の内容を公開する。

2 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、公開で補助事業の活動報告を行うものとする。

（決定の取消し等）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第 18 条 市長は、前条の規定により補助金の返還を補助事業者に命ずるときは、海老名市市民活動推進補助金返還通知書（第13号様式）により行うものとする。

2 補助事業者は、前項の通知書を受けたときは、当該通知書を受けた日から30日以内に当該通知書に記載された返還金額を、市長に返還しなければならない。

（書類の整備等）

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補則）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

2 改正前の海老名市市民活動推進補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき、補助金の交付回数を満了している市民活動団体は、改正後の海老名市市民活動推進補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）に規定する補助金の交付申請を行うことはできない。

3 旧要綱の規定に基づき交付を受け、かつ交付回数を満了していない市民活動団体は、次の各号に掲げるとおり補助金の交付申請を行うことができる。

（1） 旧要綱第3条第1項第1号に規定する入門編のみの交付を受けている場合
新要綱第3条第1項第2号に規定する充実編に係る補助金を2回、新要綱第3条第1項第3号に規定する自立編に係る補助金を3回

（2） 旧要綱第3条第1項第2号に規定する発展編の交付を1回を受けている場合
新要綱第3条第1項第3号に規定する自立編に係る補助金を3回

(3) 旧要綱第3条第1項第2号に規定する発展編の交付を2回受けている場合
新要綱第3条第1項第3号に規定する自立編に係る補助金を2回

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

《平成22年4月1日制定》

《平成26年12月20日一部改正》

《平成27年11月27日一部改正》

《平成30年12月1日一部改正》

《令和元年9月1日一部改正》

《令和3年7月1日一部改正》

《令和5年7月1日一部改正》

《令和6年7月1日一部改正》

別表（第3条、第6条関係）

区分	補助対象事業	補助金の額	補助金の交付回数
入門編	第3条第1項第1号に規定する事業	上限10万円	1団体につき、1回のみの交付とする。
充実編	第3条第1項第2号に規定する事業	上限20万円	1団体につき、2回まで交付とする。ただし、当該年度に1回のみの交付とする。

自立編	第 3 条第 1 項第 3 号に規定する事業	上限30万円	1 団体につき、3 回まで交付とする。ただし、当該年度に 1 回のみの交付とする。
-----	------------------------	--------	---

備考 当該年度の交付回数は、1 団体 1 回のみの交付とする。